

平成23年第2回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成23年7月26日（火）午前9時00分開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第43号 瑞穂市立巣南中学校本校舎改修工事請負契約の変更について
- 日程第5 議案第44号 財産（クライアントパソコン機器等）の取得について
- 日程第6 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	若園	五朗
17番	星川	睦枝	18番	藤橋	礼治
19番	小川	勝範			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠

総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開会及び開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第2回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号3番 西岡一成君と4番 庄田昭人君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間で決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして、3件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成23年5月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

続きまして2件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

7月5日に同組合の平成23年第1回臨時会が開催されました。大垣市の議会構成が変更されたことにより、同組合の岩井哲二議長と吉川勝副議長が組合員でなくなったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の石川まさと議長が組合議長に、

大垣市の川上孝浩副議長が組合副議長に当選されました。

また、管理者から提出された議案は、監査委員の選任同意について、平成23年度補正予算、財産の取得についての3件でした。

西濃環境整備組合監査委員の選任については、委員の任期満了に伴い、後任の委員に、安八郡神戸町大字神戸485番地1、谷村成基氏を選任するため、議会の同意を求められたものです。

平成23年度補正予算は、歳入歳出をそれぞれ2,876万8,000円増額し、総額を16億7,896万4,000円とするものです。歳入の主なものは、財政調整基金繰入金で2,876万8,000円の増額。これは最終処分場建設用地購入のための歳出の増額分を基金から繰り入れたことによるものです。歳出の主なものは、最終処分場の建設に伴う最終処分場建設用地の購入に伴う衛生費の施設建設費の公有財産購入費で5,448万円の増額。補償、補てん及び賠償金の立ち木補償で3,050万円の減額です。

財産の取得については、西濃環境整備組合最終処分場建設用地の取得のため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第8号及び西濃環境整備組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めものです。

これら3議案はいずれも原案のとおり可決されました。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。

7月6日に第266回岐阜県市議会議長会議が本巣市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しました。

会議では、平成23年2月3日から平成23年7月5日までの会務報告の後、平成22年度決算の認定など6議案の議案が審査され、いずれも原案のとおり可決または認定されました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、2月に郡上市で開催される予定でございます。

以上でございます。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告しました3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第43号及び日程第5 議案第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第43号瑞穂市立巣南中学校本校舎改修工事請負契約の変更について及び日程第5、議案第44号財産（クライアントパソコン機器等）の取得についてを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

堀市長。

市長（堀 孝正君） 梅雨も明け、暑さ厳しき折、市民の皆様、また議員各位におかれましては、暑中お見舞いを申し上げますところでございます。

本日開催しました平成23年第2回瑞穂市議会臨時会に議員の皆さんの御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この機会を受けまして、市政の近況について御報告をさせていただきますと、ことしは例年より早く梅雨入りし、そして梅雨明けも例年より早く、連日最高気温が30度を超える真夏日が続く毎日でありました。このような中、台風6号が襲来しましたが、幸い当市においては被害もなく、むしろ恵みの雨であったところで安堵したところでございます。

先月には、市の長年の懸案事項でありました犀川統合排水機場が完成しまして、竣工式もとりに行わせていただきました。議会の皆様の御出席をいただきまして、ありがとうございました。さらには、花塚排水機場の改修にも着手をしたところでありまして、今後も引き続き治水事業には力を注いでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、下水道整備事業についても、先般下水道推進特別委員会を開催いただき、その意向を受けまして、推進に向けて着々と事務を進めておるところでございます。

環境整備におきましては、既に御案内のとおり、8月から粗大ごみの有料化が開始されます。これに先立ちまして、広報・ホームページ等で周知いたしておりますが、6月、7月の集積所への搬入が増大しまして、集積所近隣・周辺の皆様には多大な御迷惑をおかけしていることに対し、この場をおかりしまして深くおわびを申し上げますところでございます。有料化開始まであと1週間となりましたが、市民の皆様、議員各位には、廃棄物の減量、リサイクル化について深い御理解、御協力を賜り、事業の円滑な推進に御尽力をいただきますよう、お願いを申し上げますところでございます。

それでは、今回臨時議会を開催することになりました議案について御説明を申し上げます。

今回、本議会に提案し、皆様に御審議をお願いする案件は、契約に係る議案2件であります。

まず、議案の第43号でございます。瑞穂市立巢南中学校本校舎改修工事請負契約の変更についてであります。

巢南中学校本校舎につきましては、さきの定例会で議決をいただきまして、改修工事を実施しているところでありますが、給食関係の施設について、より生徒の食の安全等の徹底を図るため、給食パントリー室等の衛生管理や保管について見直しをすべきと判断をいたしました。設計を行ったところ、床面積60.39平方メートルの改修が生じ、工事費が2,272万8,300円となりました。したがって、同金額を増額し、総額1億6,972万8,300円となりますが、これを変更することにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財

産の処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案の第44号でございます。財産（クライアントパソコン機器等）の取得についてであります。

現在、職員が使用しておりますクライアントパソコンにつきましては、合併時に一斉更新したものであります。このパソコンの動作環境サポートが2011年に終了すること及び機械的なサポートが既に終了していることから、今回、未更新のまま使用しているパソコン機器191台及び関連ソフトウェアを購入するものであり、予定価格の金額が2,000万円を上回るため、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めます。

以上2件の議案につきまして御審議をいただき、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（星川睦枝君） これで、提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時29分

再開 午前10時04分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第43号及び議案第44号を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第43号及び議案第44号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより議案第43号瑞穂市立巣南中学校本校舎改修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 議席番号1番 堀武。

数件にわたり質問をさせていただきます。

まず第1に、この追加工事ですけれども、急に降ってわいたような話になっておりますけれども、私はちょっと巣南の校長先生に問い合わせましたけど、校長先生は会議で出られて、教頭さんから校長さんからと言って返事をもらいました。この件に関しては、前校長の時代から、この配せん室というんですか、狭さに関しては教育委員会に話をしたような言い方をさ

れておりました。その辺のことで、なぜこれが最初のときの打ち合わせの時点から入っていなかったのか。学校側との打ち合わせというよりも、その前の時点で、こういうことを全然知らないということ自体が甚だ腑に落ちないものですから、その点について誠意ある御回答をお願いします。

議長（星川睦枝君） 林次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今回の給食室の改修につきましては、大変申しわけありませんが、私どもも見落としていたということでございます。

工事の設計の打ち合わせからに関しましては、私どもも聞いておりませんでしたし、今、先ほど担当課長、担当者に確認しましたが、給食室については打ち合わせの中には話はなかったということで、ただいま確認をいたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 現在の担当の方が知っていなかったというようなお話を言っておられるけれども、前校長の時代からこの問題点はあったというように理解するような発言なものですから、これに関して答えていないわけですね。設計事務所と、それから教育委員会と学校と誠意ある打ち合わせがされていたのならば、最初の設計段階からこんな重要なことを見落とすということ自体が僕はおかしいと思います。その点、教育長はどう思われるか、ちょっと御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、堀議員さんの方から大変重要なことと言っただけで、大変うれしく思うんですが、この校舎改修にかかわっては、特別教室を普通教室にすることとトイレを改修する、それから校長室、職員室等の改修をするということに思いがいておまして、先ほど次長も言いましたが、給食室の衛生管理ということについては見落としていたということでございます。これまでの毎年度末に来年度の工事要望ということで数々の要望箇所をいただくわけですけれども、その十数件の中には入っていたと思うんですが、そのことと今回の巢南中学校の校舎を改修するという工事が、頭の中で結びつけられなかったということで、実際の打ち合わせは普通教室をふやすということと、トイレを洋式化することを目がいておりましたので、大変繰り返しですが、見落としをして申しわけなかったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今、教育長の答弁の中で要望事項はあったというようなお話があったかと思うんですが、それに関して追及するということはありません。ただし、今言ったように、や

っぱり総合的に考えて、最初の設計の段階からいろいろなことを勘案して、こんな追加の形のないように絶対していただきたいし、今言われたように、部屋の問題だけでなく、やはり機能的な問題も含めて総合的に判断していただきたい。ただ、私が教頭さんに言ったように、この改築で広がって衛生的になるということに関しては反対するつもりはありませんけれども、その道中に関して、設計士自体にもやはり……。

最後に言いますけれども、やはり設計の段階からよく打ち合わせをして、この前の6月議会でも言いましたように、直の使用されるところと教育委員会と設計事務所とよく打ち合わせをして、本当にこのようなことで二千何万の追加工事が簡単に認められているというようなこと自体が異常なことだと思っておるものですから、今後というよりもこのようなことは絶対にならないように、現場の声が直に反映されるような設計なり、その他の運営なりをしていただくように切にお願いしながら私の質問にかえさせていただきます。

最後に林次長、その点で答弁だけお願いします。

議長（星川睦枝君） 林次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今後このようなことがないように、十分協議して行いたいと思います。失礼します。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

ただいま、堀議員から質問がございましたけれども、基本的に同様の視点からの質問となりますので、重複する部分はなるべく割愛をさせていただきたいと思います。

私は、6期24年議員をやっております。その経験の中で、一たん落札をして、その業者と請負契約を締結し、その後に設計見直しをして、その業者に工事をやってもらうと、そういう議案が提案された経験は、たしか1回だけしかなかったというふうに思っております。それはどのような事例であったかといいますと、図書館の工事で、後でかさ上げをすとかいうふうな理由でもって増額をされたというような記憶がございます。

やはり、執行部は議案を提出するに当たっては十分精査をし、積算をし、提出をする。そして議会はそれをチェックしていく。それがお互いの重大な責任であると思います。そういう立場からすると、先ほどの執行部の答弁にもありましたけれども、5月26日の入札する段階で、常識的に考えれば、執行部は今申し上げたように、ましてや毎年要望する中にそういうことも入っていたということと言われるのであれば、当然、校舎の改修事業の対象として入っていて当然ではなかったのか。先ほど執行部は陳謝をされましたけれども、もう1回、その点について御答弁をいただき、続けて自席より質問をさせていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先ほども申しましたが、議員おっしゃるとおり、当初から見ておくべきことだったと深く反省をいたしております。ここに、設計に至りましては、学校と設計士、教育委員会の担当も含めまして、またPTA、保護者の代表とも協議をして進めてまいりました。先ほども申しましたが、その協議の中におきまして、この給食室の話が一切出てこなかったということは事実でございます。私どもも、そういった話があれば取り組んでおったと今からでも思っておるわけなんです、そういった話はなくて、教室、あるいはトイレ、職員室、そういったことだけに目がいて気がつかなかったということで、大変申しわけなかったと反省をいたしております。

以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 言うまでもなく、公共工事では住民や業者に対する説明責任が十分果たされ、透明性、競争性、公平性が担保されなければなりません。

そこで執行部にお聞きいたしますけれども、入札が終わり、上村建設と工事請負契約を締結した後に設計見直しが行われ、契約金額2,272万8,300円もの増額変更の請負契約を同一業者と交わすということについて、全く問題はないのかどうか。そのことについての見解をお聞きしておきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 発注しております工事と関連した工事でございます。そこで、もう一つ別の工事を起こして別の業者に発注、あるいは入札ということが考えられますが、そういったことをしますと諸経費率等、かえって市の負担が大きくなるということで、この請負の変更というのが最良であると判断をしました。

以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ちょっときついことを言いますと、負担が大きくなるというのは一つの結果の話でありまして、その原因がどこにあるかということとは別の話なんですよね。やはりこれは過失ですよ、はっきり言って。何のために一般競争入札をやるんですか。公平性、透明性、あるいは競争性、そういうものを担保する。住民に対する説明責任を十分果たす。そういう立場から、入札制度の改善でも、堀市長になられてから一般競争入札の導入、マニフェストでは1,000万円以上については一般競争入札をやる。現在は、設計金額2,000万円以上については一般競争入札というふうになっていきますけれども、2,000万以上は一般競争入札に付して、

それで住民に十分説明できるように、透明で競争性も見える、業者の関係においても公平性が担保されるということでやっておるんですね。そのことを踏まえたときに、こういうことが起こると、こういうことがまた既成事実として一つ二つと重なっていくとどうなるかということなんです。極めて原則的な話をしておるんです。極端なことを言えば、堀市長はそういうことはやっていないと思いますけれども、いわゆる最初から対象事業にしているにもかかわらず、それを外しておいて、後から仕事を追加して増額をやっていく、そういう手も使えるわけですね、可能性としては。もちろん、堀市長がやっておるというわけでは全然ないんですよ。ないんだけれども、可能性としてはそういう手も使えるという手法を提出する執行部の責任、議決をする議会の責任において、繰り返しますけれども、一つ二つと重なっては住民の信頼を損ねるといことなんです。何のために一般競争入札を導入して、2,000万から、さらに1,000万以上というふうな方向で改善をしていこうという方向性と逆行することになるんですね。なりませんか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私どもは、議員言われるような、そのような考えをしたこともないし、思いもよらなかったところでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 思いもよらなかったと言いますけれども、私が言っている内容については理解していただけるのかどうなのか、それを答弁してください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） ちょっと答弁は申しわけないですけどできません。すみません。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

西岡議員から御質問いただいております。

御指摘のありますような受けとめ方はできるわけございまして、おっしゃるとおりでございます。今回の件ばかりは全く見落としてしまったというところで、そんな中で私の方へございました。実は、もう1年おくらせて出そうかということも次長の方からございましたけれども、私としましては、今の西岡議員のような受けとめ方もできますけれども、この工事に関しましては、やはりあれだけの工事を、それだけで単独でやろうとしますと、やはり春休み、夏休み、こういった休みの長い期間でなかったら到底できません。そんなところから、また単独でやりますと大きな経費がかかること、私はそういった中身のこともある程度わかる人間でございますので、経費がかかる。ですから、今回はもう本当に西岡議員のおっしゃるような受けとめ方はできるわけございましてけれども、あえて出させていただいた。そんなところから、

おわびを申し上げておるところでございますので、今後こういうことのないようにしっかり注意をして事業に取り組んでまいりたい、このように思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、市長から答弁をいただきましたけれども、現実の問題として、具体的対応をどうするかという観点からすれば、非常に苦慮をされるということはわかるんですね。しかし、私は今そちらに座っておりませんので、こちらの側で、つまり議会の側で行政をチェックする立場にあります。そういう立場からすると当然の原則として、先ほど申し上げましたことを、前の松野幸信市長が仮にその席におられても同じことを言っております。私は、人によって自分の物差しを変えるというようなことは全くいたしません。その人が正しいことをやっておれば全力を挙げてそれを支える、住民に反することだと思えば、それがだれであろうが、いつも申し上げておるように、肉親であろうが、だれであろうが、徹底的に批判をするという立場にいるわけですね。

そういう立場を考えると、先ほども申し上げましたように、堀市長は最初の市長選のマニフェストで、設計金額1,000万円以上の工事は一般競争入札で行うということを住民の皆様にお約束をしておるわけであります。このことの趣旨は、先ほど申し上げたとおりである。私は、この趣旨を踏まえて具体的な工事請負契約の締結、その前段の入札等々に臨まなければいけない。例外というのは、特段の理由がない限り、その例外を行使してはいけない。そうでなければ、先ほど申し上げたように、例外が一つ二つと重なって例外ではなくなってくるということなんです。それほど厳しい規律というものが公金を使う執行部には課せられてくる、こういうことだと思うんですね。

別の言葉で表現を変えれば、今回の契約変更は、実質的に2,000万以上の工事を特定の1社と随意契約を結ぶのと一緒であるというふうな言い方に変えても不思議ではない。こういう事例であるわけなんですね。そここのところの認識に対する執行部の構えがしっかりしているかどうか。これは、今は一つの例にすぎません。すべて行政運営しかりであり、先ほど申し上げたように、そうでないと行政に対する信頼というものが損なわれてくる、こういうことだというふうに思うんですね。

ですから、公共工事の発注・受注においては、住民の皆様方からいささかの疑惑の目も向けられないよう、毅然として態度を貫くことがまず第一である。その意味でも、入札が終わって、工事請負契約が締結された後から、給食パントリー室等の改修の必要が生じたなどと、いかに見落としてしまったと言われようとも後追いにもほどがある。安易過ぎるというふうに言わざ

るを得ないと思います。私はその意味で、堀議員はあえて反対するものではないと言いましたけれども、私はこれは棄権します。中身を本会議場で執行部に厳しく、これからのことがありますからね、今回だけじゃなくて。これからのことも含めて、今、私は申し上げている。具体的な本議案に対しては棄権をいたします。こういうことがあっては断じてなりません。

以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、ただいま堀議員と西岡議員から厳しい御指摘があったことに加えて申し上げたいことがございます。

まず、西岡議員が「これは過失である。住民の信頼を損ねている」と。それから、堀議員が現場の声を、もう要望は出ていたわけですから、その設計時に見落とししたというお答えですが、見落とししたではちょっと済まないと思います。

お二方の質疑に対する回答として、「今後このようなことがないようにする」という御答弁でございましたが、実は教育委員会並びに都市整備にも関すると思いますが、非常に信頼を損ねている事例が現在ございますので、このことも申し上げて、瑞穂市、教育委員会、都市整備、特に教育委員会になるわけですが、この信頼を損ねている事実についてどのように考えられるか。単に、今回の巣南中の本校舎の改修工事の問題だけにとどまりませんので、質疑をしたいと思います。と申しますのは、穂中の新校舎と巣南中の新校舎についてであります。

穂中の新校舎が平成22年の4月から使われ始めましたが、去年1年間に10カ所ぐらい穴があいております。見に行きますと、ふすまか障子のように穴があいています。それで、はたと気がつきまして、じゃあ巣南中もその後増築工事をしたわけですから、どうなんだろうと思って行ってみましたら、これはもう全く穴のあきようのない工事でした。結論だけ、両方の校舎の違いについて申し上げますと、穂中の壁は石こうボードの12.5センチを使っております。非常に穴があきやすい。これは、生徒が乱暴とかふざけていてあけるだけではなくて、入ったところのすぐ右側に会議室がございしますが、会議室というのは机を並べかえますね、キャスターのついた机を。そうしますと、PTAの保護者も先生たちさえ角を壁につけると、もう穴があいてしまう、そういう状態でした。穂中に聞きますと、修理代が1穴3万円ですと。初めは、生徒がした場合は弁償させていたそうですが、余りに気の毒なので、このごろでは、つまり人件費が修繕費は高いもんですから、三つとかたまった時点で修理させるとか、中学校が修繕しているとか、工夫していると。それで、その記録もないわけですね、何カ所壊れたと。教育委員会にも途中からは言っていないようでした。

後刻訂正発言あり

それで、巢南中はどうして丈夫になったかという、巢南中の設計をするときに、教育委員会と都市整備と設計者と中学校の先生たちが話し合ったときに、穂積中は非常に壁に穴があきやすいという話が市役所の職員から出たと。そこで、中学校の先生がそんな校舎は困る、鉄板で建ててくれと言ったそうです。ということで、結果的に二重張りですね、捨て張りというんだそうですが、12.5センチの石こうボードに足して、9.5センチの石こうボードもつけたと。それから、接着の仕方ですが、おだんご張りという方法を穂中は使っているけれども、巢南中は専門用語でLGSという軽量の鉄骨下地を埋めたと。したがって、丈夫になったと。

この後、生徒にどのように教育上言っているかと言いますと、穂中は、この校舎は壁が弱いよということを入学式でも子供にも保護者にも言っている。それにもかかわらず穴をあけた場合は、やっぱり教育上の観点から弁償してもらっていると、こういう説明でございました。それを聞くと、先生たちも御苦労しているなあと本当に思います。しかし、巢南中の先生にお聞きしますと、中学生の男子なんかはすぐにふざけたり、頭にきたら、ちょっとぼんとたたいたり、け飛ばしたりするのは普通だと。そうしたら、自分の手足が痛くて、痛い思いをするのが教育的な観点やと、そういうふうに言われました。

つまり、この工事の違いによって教育もこれだけ変わってくるわけですね。ということで、穂中の校下では、今、これは中学生にも聞きましたら、「うんと弱いよ。すぐ穴があいちゃうよ」ということでした。ですから、穂中の親は、子供も、非常に穴があきやすいと、そして弁償させると、こういうふうに不信感を買っています。問題が違うとは思いません。つまり、同じ工事ではございませんが、同じような工事、都市整備にお聞きしましたら、前の失敗を踏んで、次は丈夫なものを建てたということですよという御説明でございましたが、いいんでしょうか、こんな説明で。穂中校下の旧穂積町の住民にしてみたら、本当に不信感があると思います、弁償までさせるというのは。これは学校の問題じゃないですね。明らかに契約と市の問題ですね、教育委員会と都市整備。こういうことが実際にございましたので、12.5センチが弱いかどうかはわかりません。もしかしたら、専門家に聞きますと、業者によって、その製品の強い、弱いが国産、中国産とかいろいろあるんじゃないかと。安いものを使っているかもしれない。そういう問題でもあるかもしれないということで、私としてはそこまでは到底調べ切れませんでした。結論を申し上げますと、非常に設計、契約の段階でやっぱり甘い。立て続けに教育委員会がしている、都市整備も関係しますが、瑞穂市の住民の信頼を裏切っていると、損ねているということは、もう事実として幾つも重なっているということを申し上げますので、今後このようなことがないようにしたいという御答弁はお聞きしましたが、横山教育長にこういうことが立て続けに幾つもあって、教育委員会に対する信頼が損なわれているということについてどういうふうにお考えか。そして、今私が申し上げましたことは事実としてつかんでいらっしゃるかどうか、お聞きしたいと思います。

後刻訂正発言あり

以上です。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 厚さについては、12.5ミリだと思います。

穂積中学校の設計の段階で、その厚さで十分だろうということで、そのときの判断はその判断があったと思います。

それから、続けて巣南中学校の特別教室等をつくると、その段階において、またこういったことが必要だということで、また判断をしたということで、これは二つを区別しているということではなくて、その都度、その都度一生懸命やっけておるとということで、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そのような御答弁でよろしいのでしょうか。その都度、その都度一生懸命やっけてきたと、確かにそうだと思いますよ。一生懸命やっても足りなかった結果はやっぱりとらなきゃならないわけです。今度の巣南中のこれも一生懸命やったと思います、その都度、その都度、だれしも。皆様方もお仕事として一生懸命やっけていらっしゃると思います。今後このようなことが絶対起きないようにしたいと、先ほどの御答弁より後退したと思わざるを得ませんが、今後もその都度、その都度一生懸命やりますという御答弁になるわけですね。

もっと教育委員会は引き締めなきゃいけないんじゃないでしょうか。もう一度御答弁ください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今回の議案の件と違う内容としてお答えをしましたので、重ねていただくと困るわけですが、穂積中学校の工事については、その時点で精いっぱいやらせてもらったということで、巣南中学校の特別教室等についても、その時点で一生懸命やらせてもらったということをお答えしているのでありまして、それと今回の改修工事の契約変更ということとは、またちょっと違うと思います。私は、それぞれの担当も含めてですが、その都度一生懸命やっけておると、そういうふうにお答えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 確かに穂中並びに巣南中の校舎の問題と今回の問題は個別的には違いますが、教育委員会の関与した管轄の工事だということでは同じではございませんか。そういう意味で私は申し上げたんです。違いますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 質問の意図がわからないんですが、それぞれのことで一生懸命やらせ

ていただいておりますということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 質問の意図がわかりませんか。

もう一度申し上げますが、個別の工事としてはもちろん違いますが、教育委員会に対する信頼ですね。教育委員会の両方とも管轄だと。そして、同じようなミスだという点については同じではないかと申し上げているんです。これが市役所の外にというか市民に、この一連のことが出た場合は、教育委員会は何をやっているのと。穂中だけの問題じゃないし、巢南中だけの問題ではありませんから、その個別は責められないと思いますが、教育委員会は何をやっているの、瑞穂市は何をやっているのにならと思いませんか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） その結びつけ方がよく私にはわかりませんが、個別は個別で一生懸命やらせていただいておりますということ。それが、教育委員会の信頼ということについては、そういった今回の件にかかわって、これまでの要望と今回の工事の内容が結びつけられなかったということで、大変申しわけなかったと返事させていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 結果的に今回のことも、それから穂中、巢南の校舎のことも、結果的に市民から見たら何をやっているのということになります、結果責任です。そのことを申し上げていますが、御理解いただけないようですが、先ほどの、せめて今後このようなことがないようにしたいという御答弁までは戻していただいて、その都度、その都度やってきたから仕方がないというような答弁ではなくて、もう少し教育委員会は気を引き締めてやっていただきたいと思えます。

まあ、弁償をどうするかという話はまた別の話になりますので、そこは心得ておりますので、これは別の話として対処していただきたいということで、質問を終わります。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

3番（西岡一成君） 議長、棄権します。

2番（熊谷祐子君） 私も棄権させていただきます。

〔2番 熊谷祐子君・3番 西岡一成君 退場〕

議長（星川睦枝君） これから議案第43号を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〔2番 熊谷祐子君・3番 西岡一成君 入場・着席〕

議長（星川睦枝君） これより議案第44号財産（クライアントパソコン機器等）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議案第44号財産（クライアントパソコン機器等）の取得について、質疑をさせていただきます。

このパソコンの変更に当たって、庁舎内の現在のパソコンの台数とその現状については、サポートが終了しているという提案理由がありますが、そのまだサポートが終了していない部分もひょっとしてあるんじゃないか、そんなところも確認させていただきたいと思います。また、旧から新しくなるに對してのウィンドウズ7に對しての関連ソフトとの交換性など、現状について調査がしてあり、今後ということについて各部署への確認はされているのかお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、私どもが使っているパソコンは約300台ございます。そして、今の一番古いパソコンにつきましては、ウィンドウズXPの当初のバージョンということで、バージョンアップができない状況のものを使っておるようでございます。そして、全部の資産については、一応、昨年IT台帳を全部つくって、今それぞれのパソコンがどの環境で動いておるかということを一応台帳をつくっておりますので、そうしたもので把握した上で今回の購入の準備をしました。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 300台のうちの191台という購入に関して、300台の中の191台は、パソコンという機器に対して一度に多く買い過ぎではないかというように考えますが、またその191台をコピーと同じようなリース契約ということは検討されたのでしょうか。長期継続契約というような考えはなかったのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ソフトによっては動かない場合もありましたけれども、今、最終のパソコンにつきましては、職員個人が使っておるパソコンでございますが、基本的には今度新しい総合システムを入れようと思いと、今のものでは動かないということもありますので、最終ということで、もう新しく買いたいと思っております。

そして、リースということになりますけれども、基本的には買い取りかリースということになりますと、リースになりますと基本的には利子の部分の負担が出てまいります。半分以上のパソコンを変えるわけでございますが、職員についてはいつも同じような職員が使いますから、できる限りぎりぎりいっぱい使いたいというつもりで今回は買い取りということで検討しました。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 旧パソコンの191台の処分方法についてお伺いをいたしますが、ハードディスク等の情報等が、個人情報がたくさん入っていると思われませんが、その処分方法について確認をさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） そういうデータは一切、これはクライアントサーバーでございますので、それぞれのコンピューターに残るものはすべて一切抜いて処分したいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 抜くと言われましたが、その抜く方法については確認はされているのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それはきちんと確認をして対処したいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 現在、大きな庁舎等の使われたもの、学校、官公庁に関しては、パソコ

ンに関しては粉碎処分というようなこともなされているところもありますので、情報等にもきちんと最終処分まで確認をしていただきたい、そんなふうに考えております。

また、ソフトウェアの内容について、191台のソフト、オフィス10を使用されるということですが、一昨年いろんな官公庁等もコピーによるソフトのインストール等が問題になりましたが、そのようなことは確実にないということを確認させてもらいますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それぞれ台数の分を買いますので、そういうことはありません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 確認をさせていただきましたので、ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

入札結果につきましては、予定価格の54.32%ということで約半分の結果となっております。1台当たり9万4,703円、富士ゼロックス岐阜ですね。そういう状態でありますけれども、ちょっと思ったのは、予定価格に対する落札率は確かに54.32%なんだけれども、そもそもこの設定金額3,480万、これは191台で割ると1台当たり18万2,199円。そして、予定価格の3,330万というのは、1台当たり17万4,346円、こうなっております。私はパソコンのことは、機能等についてもあまり精通をしていないわけでありまして、ちょっとこれは市場価格を正しく反映しているんだろうかなあと。我々がよく耳にするのは、パソコンは3ヵ月に1回か年に2回モデルチェンジをしちゃうということで、その価格の変動が物すごく激しいというふうなことを聞くわけでありまして、この設定金額や予定価格自体が高いんじゃないかと。繰り返しますが、市場価格は本当に反映したものになっているのかどうか。ということをお聞きしたいのは、この積算の根拠は一体何によっているのか、それをお聞きをまずしておきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今回は191台という非常に台数が多いということ、そして金額もかさばるということで、当初、建築とか土木につきましては一般競争入札ということでございますが、物品についてはそのようなことはまだ決めておりません。といっても、こうした物品については、どういうものを入れるかというのは非常に難しゅうございまして、今回は仕様書の中で富士通のある機種、そしてNECのある機種と、ほぼ同じような金額のものを設定いたしまして、その大体65%の本体価格と。そしてOS、動かすソフトについては、これはもう決

まっておりますので、これには値を下げるということは難しいかと思えます。そして、設定費用につきましても約7割ぐらいの金額で設定をさせていただいて、今回の設定金額を定めております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ちょっと、よく聞こえなかったんですけども、設定金額の積算根拠は定価の75%だか65%と言われたんですか。

〔発言する者あり〕

3番（西岡一成君） そういうことね。それでは、そういう60とか70とかということ自体が、先ほどの質問に戻りますけれども、現在のパソコン市場の価格を正しく反映したものなのかどうか。そして、それを事前にその動向を調査する、その努力はどうであったのかということで、もう一度、その積算根拠の設定自体について、その是非についてお聞きをしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもが使うものにつきましては、非常に容量の大きいもので、そんなにたくさん出ているわけではありません。そして、前回の教育委員会が使っているものも参考にしがてら、また他のいろいろなメーカーも含めて調査をした中での設定価格の設定でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そういう資料も本当は事前に見せてもらうとわかるんですけども、その資料を全くなして、この提案説明でどうだということですからね。我々ができるのは、事前にそれぞれ富士通だとかNECだとか東芝だとかデルとか、いろんなメーカーにアクセスをして、その法人用のパソコンが15.6だとか20とか23だとかでは幾らぐらいなのかとかいうことを調べることはできないわけですけども、この件だけではありませんが、その前の第43号もそうですけれども、資料はやはり本会議で議員が最終的に判断する上で非常に重要なものがありますので、文教常任委員会でありながら、全く知らずに本会議に臨むというような、43号のようなことも含めて、ぜひ執行部にその説明責任というものを十分果たすように、口で言うだけじゃなくて、具体的に努力はされておりますけれども、引き続きより一層その責任を果たしていただきたい。価格自体はこんなもんかなあというふうには思っております。

以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議員派遣について

議長（星川睦枝君） 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。

内容については1件ございます。

平成23年8月2日と8月3日の2日間、議会基本条例について、議員定数削減の状況について及び災害時の議員行動マニュアルについて、先進事例市であります長野県塩尻市と諏訪市で視察研修するため、議員全員を派遣するものです。

以上の件につきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合には議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） さっき石こうボードの厚さのことを、私12.5センチと申し上げましたかしら。12.5ミリの間違いですので、訂正のほどよろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） ただいま熊谷祐子君から訂正のお言葉がありましたので、よろしくお願  
いいたします。

#### 閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年7月26日

瑞穂市議会 議長 星川 睦枝

議員 西岡 一成

議員 庄田 昭人